

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 御中

秘密保持誓約書

当社（以下「受領者」という。）は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「貴法人」という。）に対して、2020年に開催される第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会に係るチケットシステム&サービスオペレーションに関する提案に際し、貴法人が受領者に開示する情報の秘密保持について、以下のとおり誓約する（以下「本誓約書」という）。

第1条（秘密情報）

本誓約書において「秘密情報」とは、貴法人が保有する以下の情報をいう。

- ・ チケットシステム&サービスオペレーションに関する提案依頼書（RFP）を含めた貴法人から提供されるすべての情報
- ・ 本誓約書を提出した事実、本誓約書の内容

第2条（秘密保持）

1. 受領者は、貴法人の秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として取り扱い、貴法人の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、受領者はチケットシステム&サービスオペレーションに関して受領者と協業する可能性のある第三者に対しては、かかる協業可能性の検討や前条に定めるRFPへの回答に必要な範囲で、貴法人の秘密情報を開示することができる。なお、第三者に秘密情報を開示する場合には、受領者は、当該秘密情報の開示に先立ち、本誓約書に基づき自己が負うのと同等の義務を当該第三者に負わせ、かつ、当該第三者の義務履行につき責任を負うものとする。
2. 受領者は、貴法人の秘密情報について、本件に係る目的で、知る必要のある必要最小限の自己の役員又は職員にのみにこれを開示することができるものとし、当該役員又は職員に本誓約書に定める秘密保持義務の内容を遵守させるものとする。
3. 受領者は、貴法人の書面による事前の承諾を得た場合を除いて、貴法人の秘密情報を本件以外の目的に使用しないものとする。
4. 受領者は、貴法人の書面による事前の承諾を得た場合に限り、本件に係る目的で必要最小限の範囲で、貴法人の秘密情報を複写、複製、改変、編集又は引用することができるものとし、当該複写、複製、改変、編集又は引用したものについても秘密情報として取り扱うものとする。

5. 受領者は、秘密情報が貴法人の意に反せずに公知情報となるまでの間、本誓約書に定める秘密保持義務を負うものとする。
6. 受領者は、貴法人が解散した場合には、貴法人の承継人に対しても、本誓約書に定める秘密情報に対する義務を負うものとする。

第3条（協業検討の際の情報管理）

受領者は、第1条のRFPへの回答に際して、チケットシステム&サービスオペレーションの提供について第三者と協業することを検討する場合には、かかる第三者との情報交換に際して、くれぐれも自ら又は当該第三者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他これに類する競争法に違反することがないように留意するとともに、自ら又は当該第三者による情報の管理等につき適切な措置を講じるものとする。

第4条（秘密情報の返却・破棄）

受領者は、貴法人から要求があった場合、秘密情報の使用を直ちに中止し、貴法人の秘密情報及びそれらの複製、複製、改変、編集又は引用したものを、貴法人の指示に従い返却又は破棄（電子データの場合は電子メールサーバ等に一定期間バックアップされるものを除き消去）するものとする。

本誓約の証として、受領者は、本書1通を作成し、記名押印の上、貴法人に提出し、貴法人から提供される本書の写しを保管する。

2017年6月 日

【住所】

【名称】

【役職名】

印